

亀山市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託した私人の所在地及び名称

所在地 鈴鹿市須賀町782番地8

名称 北川動物病院 院長 北川 祐樹

2 委託期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

3 委託した徴収事務及び収納事務の範囲

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）別表第1に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務及び収納事務

4 徴収事務及び収納事務を行う期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで